

河川の自由使用等に係る
安全対策に関する検討会（第6回）議事要旨

1. 平成23年2月23日、第6回検討会が開催され、事務局から「河川利用者・河川管理者における安全に関する意識調査結果」、「河川巡視について」及び「検討会中間取りまとめに向けた整理（案）」の説明を行った。
2. 説明後の質疑応答において、委員から以下の意見があった。
 - 河川事故の想定事例において河川管理者と河川利用者の責任割合を比較した場合、河川利用者は、事故の責任は利用者にあると認識している傾向が見られたが、河川管理者は、判例などによる法的知識があることから、責任の認識以外のファクターが入っているように思われる。
 - 意識調査の結果について、河川の上中下流別に比較した地域特性の分析や、河川事故の想定事例における利用者の責任割合と、想定事例と類似した判例における原告の過失割合とを比較した分析を行ってはどうか。
 - 河川管理者は、入手した危険情報を体系的に管理するために、危険情報を共有する担当者のレベルを明確にし、危険情報について事故発生の切迫度・安全対策の困難度等を評価するフォーマットを構築する必要がある。
 - 河川には危険が内在しており、その利用は本来自己責任ではあるが、河川管理用通路、親水施設等については体系的な管理が必要であり、予算と人員の制約がある中での新しい仕組みを考えることが重要である。
 - 河川利用者は、危険箇所や事故を自ら認識した場合であっても、河川管理者等に連絡しない傾向が見られたが、利用者が認識した情報を管理者が入手する手段については、今後の課題である。
 - 河川巡視は本来、治水上の安全性についての確認であるが、河川法の目的に利水も含まれることから、少し広く捉え、河川の利用における安全性も確認することになるのではないか。
 - 河川管理者が、河川巡視や安全点検等で異常や不具合を発見した場合に、実施した安全対策について、あるいは安全対策を実施することができなかった理由について記録することにより、対外的に説明できる仕組みを構築する必要がある。

- 河川巡視により確認する河川の危険箇所は、おそらく河川利用者が認識する危険箇所とは完全に一致しないため、利用者からの貴重な情報を吸い上げる方法が必要である。例えば、河川に設置されている看板にQRコードを貼り付け、情報収集するシステムを社会実験として試行する方法も考えられる。
- 日ごろから河川を利用している人は、河川の異変を感知しやすいと思われる。週1回の河川巡視では危険箇所の発見にも限度があるため、日ごろから河川を利用している人が、利用者としての高い意識を持つことにより危険情報を通報してもらえるとよい。
- 河川管理者が、市区町村、自治会、NPO、消防団員と締結する協定等をシステムとして促進していくことが、情報体制づくりにつながると思われる。

(以 上)